

# 新型コロナウイルス感染症について



新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされるため、当該感染症にかかった方は、治癒するまで出席を停止させることができます。

## Q:新型コロナウイルスって何？

A:2002～2003年に流行した重症急性呼吸器症候群(SARS)や2015年に流行した中東呼吸器症候群(MERS)と類縁の疾患です。



## Q:新型コロナウイルスはどんな病気？

A:致死率はSARS(30%)やMARS(10%)ほど高くありませんが、軽症から重症まで様々で、急速に呼吸器状態が悪化します。



## Q:どうやって感染するの？

A:人から人への感染力は強く、現時点では、飛沫感染と接触感染といわれています。また、自覚症状がない人でもウイルスを持っていて、人にうつしてしまう可能性があり、潜伏期間は最長で2週間といわれています。



## Q:感染の予防方法は？

A:手洗いが最も重要だといわれていますので、できるだけ石鹸で手を洗いましょう。手が洗えない場所では、アルコールゲルを使用してください。インフルエンザの流行時期でもありますので、咳エチケットやマスクの着用、うがいなどの通常の感染症対策も行いましょう。

新型コロナウイルスの発生国(中国)から帰国・入国後2週間以内あるいは、新型コロナウイルスの患者もしくは疑いのある人と接触してから2週間以内に発熱や咳の症状が出た方は、保健所または厚生労働省コールセンターにご相談ください。

### 【鹿屋保健所】

日中 TEL:0994-52-2106 休日・夜間 TEL:090-2391-9320

### 【厚生労働省コールセンター】

9:00～21:00 TEL:03-3595-2285

